

改定前

改定後

横浜金属GOLD CLUB純金積立約款

第1条(目的)  
横浜金属株式会社(以下「弊社」といいます)は、お客様との間において金地金の買付委託契約(以下、本契約といひます)を締結し、お客様の委託により毎月、当月の弊社店頭小売価格の平均価格にて金地金を購入し、お客様の購入された金地金をお客様のご指示によって保管、返却、売却、等価交換を行う制度(この制度を以下、純金積立制度といひます)です。本約款は、お客様がこの制度を利用して弊社とお取引される場合の取扱い及び金地金の本契約の内容を規定するものです。

第4条(買付委託代金等及び支払方法)  
1. 本契約に係る買付委託代金は、月額3,000円からお客様の希望により1,000円単位で上積みした金額とします。  
2. 買付委託代金は変更する事が出来ます。変更を希望される場合はお電話でお申込み下さい。この申込みは毎月末を締切日とし翌月20日(当該日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)から変更します。  
3. 第1項の買付委託代金他、お客様は、弊社が別途定める金地金買付のための委託手数料・保管料をお支払い頂きます。年会費は掛かりません。  
4. お客様は弊社に対して、本契約のお申込みをされた月の翌々月以降、毎月19日までに買付委託代金及び買付委託手数料・保管料を届出指定口座にご入金下さい。弊社は買付委託代金及び買付委託手数料・保管料を毎月20日(当該日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)にお客様の届出指定口座から口座振替により自動引落しとさせていただきます。

第5条(買付方法)  
1. 弊社は、本契約が成立した日(お客様の預金口座より振替が実行された日)の翌月よりお客様の申込み金額に応じて毎月一定額ずつ月間平均価格(弊社の当日最初の発表店頭小売価格の月間平均価格・小数点以下2位を切り捨てる)で購入し続け、買付終了まで継続するものとします。  
2. 金地金の所有権は、購入と同時にお客様に移転します。  
3. 弊社は、弊社が第1項に基づき購入した金地金の買付内容を「金地金ご購入報告書」として、年2回お客様に送付致します。

第6条(金地金の保管)  
弊社は、お客様が本契約に基づき購入した金地金をお客様個人別の預かり口座を作成し、お客様のご指示があるまで所定の保管金庫で特定保管の方法によりお預かり致します。

第7条(譲渡禁止)  
お客様は、弊社の承諾なくして、お預かり金地金の返却請求権を他の第三者に譲渡したりまたは担保に供したりする事は出来ません。万一、譲渡あるいは担保に供した為に生じた紛議等について、弊社は一切の責任を負いません。

第8条(金地金の送付による返却)  
1. お客様は、いつでも宅急便にてお預かり金地金の返却を受ける事が出来ます。この場合お預かり金地金の残高のうち全部または一部を約一週間以内にお客様のご登録住所に送付致します。この場合の送料は、お客様の負担と致します。  
2. 弊社がお客様に送付する金地金の種類は5g、10g、30g、50g、100g、200g、300g、500g、1Kg、の9種類の中から大きい順に組み合わせ返却させていただきます。なお、金地金の形状について上記弊社が設定した組み合わせ以外のご希望がある場合は、金地金加工費(バーチャージ)を別途申し受けます。  
3. お客様へ金地金を送付したにもかかわらず、弊社宛に返送されて来た場合は当該金地金を3ヶ月間保管し、お客様のお申し出がなかった場合、再度発送(送料はおお客様負担)致します。保管期間中にお客様からお申し出がない時、又は2回目の送付をしたにもかかわらず再度金地金が返送されてきた時は、当該金地金は弊社が定める任意の日の弊社店頭買取価格で買取りするものとし、その買取代金をお客様の届出指定口座へ振り込む事が出来るものとします。この振込みが完了した時点で本契約にもとづく弊社のお客様に対する一切の義務は終了したものとします。

第9条(お預かり金地金の売却申込み)  
1. お客様は、いつでも電話にてお申込みされる事によりお預かり金地金を売却する事が出来ます。売却申込みの場合、売却価格は、弊社がお客様よりお申込みを頂いた時点における金地金の弊社店頭買取価格となります。  
2. 第1項で売却された金地金の代金はお客様の届出指定口座に振込方法にてお支払い致します。この場合の振込手数料は、弊社にて負担致します。

第10条(解約)  
1. お客様は、いつでも電話にてお申込みされる事により解約をする事が出来ます。お客様よりお申し出があった時点で本契約は終了致します。  
2. 解約の清算方法  
(1) 売却の場合、お預かり金地金をお申込み当日の弊社店頭買取価格で買取らせて頂き翌々営業日にお振込み致します。この場合、お預かりの買付委託代金がある場合は合わせてお振込み致します。買取代金の支払いは第9条第2項に準じます。  
(2) 金地金返却の場合、お預かり金地金の全量(5g以上)を返却致します。なお、返却は第8条第1項から第3項に準じます。お預かり金地金の5g未満につきましては、お申込みを頂いた時点における弊社店頭買取価格にて買取させて頂き送料を控除した上でお支払い致します。また、お預かりの買付委託代金がある場合は合わせてお支払い致します。

第11条(買付中断)  
1. お客様は、いつでも電話にてお申込みされる事により買付の中断をする事が出来ます。この場合10ヶ月を限度とし金地金をお預かり致します。この間にお客様は解約(第10条に準ずる)或いは再開のお申し込みをさせて頂きます。お申し込みがない場合は解約とみなし第10条第2項の(1)に準じて処理致します。この場合の買取価格は弊社が定める任意の日の弊社店頭買取価格とします。  
2. 再開の場合、お申し込み月の翌月より口座振替を再開致します。

第12条(契約解除)  
1. お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、弊社は、本契約を解除し、併せて会員としての登録を抹消します。  
(1) お申込み時に虚偽の申告をした時  
(2) 本約款の何れかに違反した時  
2. 弊社が前項により解除する場合、弊社はお客様に対してその旨を通知します。但し、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合は、通常到達すべき時に上記の通知がなされたものとみなします。  
3. 第1項により解除された場合は、第10条第2項(1)号および(2)号によりお預かり金地金全量を処理いたします。ただし、この場合に振込手数料はお客様負担となります。

第13条(不可効力及び免責事項)  
天災地変、戦争、内乱、暴動、法令の制定改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、その他の弊社の責に帰する事のできない事由による損害については、弊社はその責を負わないものとします。なお、これらの事由の発生により、本契約の提供が出来なくなった場合には、弊社は、お客様に対し何等の責を負うことなく、弊社はこの業務を中止する事が出来るものとし、以下の通り処理するものとします。  
(1) 弊社がこの業務を中止した時は、弊社はお客様に対してその旨を通知します。但し、弊社が通常の連絡方法を用いても通知出来ない時は、通常到達すべき時に上記の通知が到着したものとみなします。  
(2) 前項によりお客様よりお申し出がありました場合にはお預かり金地金を第10条第2項の方法にて速やかに返却、或いは買取代金をお客様の届出指定口座へお振込み致します。

第14条(個人情報の取扱い)  
弊社は本約款に基づくお取引に関して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下の通り利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとします。  
1. 個人情報の利用目的  
弊社は、お客様からご提供頂いた個人情報を、以下の目的に利用いたします。  
(1) 弊社とお取引のあるお客様ご本人であるかどうかの確認  
(2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断  
(3) 郵便物や金地金などの返却物の送付、及び売却代金などの振込  
(4) 弊社や弊社グループ企業、弊社提携企業各社からの商品・サービスのご案内  
(5) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに関する研究・開発  
(6) その他法令に定められた義務を果たす場合  
2. 個人情報の提供・共同利用について  
弊社は、お客様から承諾頂いた場合、規約・合意等がある場合、法令により必要と判断される場合、お客様または公共の利益のために必要と判断される場合、その他正当な理由のある場合には、弊社の保有する個人情報を第三者に提供する事があります。また、弊社は、お客様のお取引の円滑な遂行、お客様に対する商品、サービスのご案内等のために、弊社グループ企業間にて個人情報を共同利用致します。  
3. 個人情報取扱い(業務)の委託について  
弊社は、お客様に対する各種サービスのご提供、その他弊社の業務を行う上で、弊社が保有する個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託する事があります。  
4. 個人情報の開示等について  
お客様は、弊社に対し、お客様ご自身の個人情報を開示するよう求める事が出来ます。これによりお客様は保有個人データの訂正、追加または削除を求める事が出来ます。ただし、以下の何れかに該当する場合は、開示等の請求に対応出来ない事がございます。  
(1) 開示等の請求の対象が保有個人データにあたりません  
(2) 請求者がお客様ご本人である事の確認が出来ない場合  
(3) お客様ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合  
(4) 弊社業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合  
(5) 法令に違反する事となる場合

横浜金属GOLD CLUB純金積立約款

第1条(目的)  
横浜金属株式会社(以下「弊社」といいます)が取り扱う横浜金属GOLD CLUB純金積立は、お客様との間において金地金の買付委託契約(以下、本契約といひます)を締結し、お客様の委託により毎月、当月の弊社店頭小売価格の平均価格にて金地金を購入し、お客様の購入された金地金をお客様のご指示によって保管、返却、金銭による返却、等価交換を行う制度(この制度を以下、純金積立制度といひます)といたし、これにおいて、お客様が純金積立制度を利用して弊社とお取引される場合の取扱い及び金地金の本契約の内容を規定するものです。

第4条(買付委託代金等及び支払方法)  
1. 本契約に係る買付委託代金は、月額3,000円からお客様の希望により1,000円単位で上積みした金額とします。  
2. 買付委託代金は、弊社所定の申込方法で変更する事が出来ます。この申込みは毎月末日を締切日とし翌月20日(当該日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)から変更いたします。  
3. 第1項の買付委託代金他、お客様は、弊社が別途定める金地金買付のための委託手数料・保管料をお支払いいただけます。年会費はかかりません。  
4. 弊社は、お客様が本契約のお申込みをされた月の翌々月以降、買付委託代金及び買付委託手数料・保管料を毎月20日(当該日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)にお客様の届出指定口座から口座振替により自動引落しいたします。

第5条(買付方法)  
1. 弊社は、本契約が成立した日(お客様の預金口座より振替が実行された日)の翌月よりお客様の申し込み金額に応じて毎月一定額ずつ月間平均価格(弊社の当日最初の発表店頭小売価格の月間平均価格)で購入し続け、買付終了まで継続するものとします。  
2. 弊社は、弊社が第1項に基づき購入した金地金の買付内容を「金地金ご購入報告書」として、年2回お客様に送付致します。

第6条(所有権の移転、保管)  
1. 金地金の所有権は、購入と同時にお客様に移転します。  
2. 弊社は、お客様が本契約に基づき購入した金地金をお客様個人別の預かり口座を作成し、お客様のご指示があるまで所定の保管金庫で湿潤密貯の方法によりお預かりいたします。

第7条(譲渡禁止及び担保提供禁止)  
お客様は、弊社の承諾なくして、お預かり金地金の返却請求権を第三者に譲渡、または担保に供することは出来ません。万一、譲渡あるいは担保に供した為に生じた紛議等について、弊社は一切の責任を負いません。

第8条(金地金の送付による返却)  
1. お客様は、いつでも弊社所定の申込方法で お預かり金地金の返却を受ける事が出来ます。この場合お預かり金地金の残高のうち全部または一部をお客様のご登録住所に送付致します。この場合の送料は、お客様の負担と致します。  
2. 弊社がお客様に送付する金地金の種類は5g、10g、30g、50g、100g、200g、300g、500g、1Kg、の9種類の中から大きい順に組み合わせ返却致します。なお、金地金の形状について上記弊社が設定した組み合わせ以外のご希望がある場合は、別途金地金加工費(バーチャージ)を別途申し受けます。  
3. お客様へ金地金を送付したにもかかわらず、弊社宛に返送されて来た場合は当該金地金を3ヶ月間保管し、お客様のお申し出がなかった場合、再度発送(送料はおお客様負担)いたします。保管期間中にお客様からお申し出がない時、又は2回目の送付をしたにもかかわらず再度金地金が返送されてきた場合は、当該金地金は弊社が定める任意の日の弊社店頭買取価格を重畳して買出した、お客様に返却する金銭(以下「返却金」といふ)をお客様の届出指定口座へ振り込むことが出来るものとします。この振込みが完了した時点で本契約にもとづく弊社のお客様に対する一切の義務は終了したものとします。この場合に掛かった費用(送料、振込手数料)は、お客様負担とし返却金から相殺いたします。

第9条(預かり金地金の金銭による返却)  
1. お客様は、いつでも弊社所定の申込方法で申込みすることにより、弊社に対し、預かり金地金の返却に代えて、金銭による返却(金地金流通協会 正会員の弊社を通じて、預かり金地金に相当する公認ブランド地金を取引市場で売却し、その代金相当額から弊社所定の手数料相当額を控除した額)として次回に定める任意の日に返却することをいひます。)を請求することが出来ます。  
2. 返却金の額は、金銭による返却の申し込みのあった預かり金地金の重量にお客様が申し込みをした時点における金地金の弊社店頭買取価格を重畳して買出した額によるものとします。  
3. 返却金はお客様の届出指定口座に振り込む方法によりお支払い致します。この場合の振込手数料は、弊社にて負担致します。

第10条(解約)  
1. お客様は、いつでも弊社所定の申込方法で申込みされる事により解約をすることが出来ます。お客様よりお申し出があった時点で本契約は終了致します。  
2. 解約の清算方法  
(1) 金銭による返却の場合、預かり金地金全量を本契約終了日の弊社店頭買取価格を重畳して買出した額を翌々営業日に振り込みます。この場合、預かりの買付委託代金がある場合は合わせて振り込みます。返却金の支払いは第9条第3項に準じます。  
(2) 金地金返却の場合、預かり金地金の全量(5g以上)を返却致します。なお、返却は第8条第1項から第3項に準じます。預かり金地金の5g未満につきましては、本契約終了日時点における弊社店頭買取価格を重畳して買出した額を送料を控除した上でお支払い致します。また、預かりの買付委託代金がある場合は合わせてお支払い致します。  
(3) その他お客様が弊社に支払うべき金銭の支払金がある場合、弊社は前(1)号または(2)号の返却金があればそれを充ててお支払いを完了し、なお不足分がある場合は、預かり金地金から不足分だけ前条に定める方法に準じて金銭による返却を行い、弊社が定める任意の日の弊社店頭買取価格を重畳して買出した額を返却金をもって支払いに充てることが出来るものとします。

第11条(買付中断)  
1. お客様は、いつでも弊社所定の申込方法により買付の中断をすることが出来ます。この場合10ヶ月を限度とし金地金を預かり致します。この間にお客様は解約(第10条に準ずる)或いは再開の申し込みをし、申し込みがない場合は解約とみなし第10条第2項の(1)号および(2)号に準じて処理致します。この場合、弊社が定める任意の日の弊社店頭買取価格を重畳して買出した額を返却金とします。  
2. 再開の場合、申し込み月の翌月より口座振替を再開致します。

第12条(契約解除)  
1. お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、弊社は、本契約を解除し、併せて会員としての登録を抹消します。  
(1) 申し込み時に虚偽の申告をした時  
(2) 本約款の何れかに違反した時  
2. 弊社が前項により解除する場合、弊社はお客様に対してその旨を通知します。但し、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合は、通常到達すべき時に上記の通知がなされたものとみなします。  
3. 第1項により解除された場合は、第10条第2項(1)号および(2)号により預かり金地金全量を処理いたします。ただし、この場合に振込手数料はお客様負担となります。

第13条(不可効力及び免責事項)  
天災地変、戦争、内乱、暴動、法令の制定改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、その他の弊社の責に帰する事のできない事由による損害については、弊社はその責を負わないものとします。なお、これらの事由の発生により、本契約の提供ができなくなった場合には、弊社は、お客様に対し何等の責を負うことなく、弊社はこの業務を中止することが出来るものとし、以下の通り処理するものとします。  
(1) 弊社がこの業務を中止した時は、弊社はお客様に対してその旨を通知します。但し、弊社が通常の連絡方法を用いても通知出来ない時は、通常到達すべき時に上記の通知が到着したものとみなします。  
(2) 前項によりお客様よりお申し出があった場合には、預かり金地金を第10条第2項の方法にて速やかに返却、金銭による返却の場合はお客様の届出指定口座へ振り込みます。

第14条(個人情報の取扱い)  
弊社は本約款に基づくお取引に関して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下の通り利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとします。  
1. 個人情報の利用目的  
弊社は、お客様からご提供された個人情報を、以下の目的に利用いたします。  
(1) 弊社とお取引のあるお客様ご本人であるかどうかの確認  
(2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断  
(3) 郵便物や金地金などの返却物の送付、及び返却金などの振込  
(4) 弊社や弊社グループ企業、弊社提携企業各社からの商品・サービスのご案内  
(5) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに関する研究・開発  
(6) その他法令に定められた義務を果たす場合  
2. 個人情報の提供・共同利用について  
弊社は、お客様から承諾された場合、規約・合意等がある場合、法令により必要と判断される場合、お客様または公共の利益のために必要と判断される場合、その他正当な理由のある場合には、弊社の保有する個人情報を第三者に提供する事があります。また、弊社は、お客様のお取引の円滑な遂行、お客様に対する商品、サービスのご案内等のために、弊社グループ企業間にて個人情報を共同利用いたします。  
3. 個人情報取扱い(業務)の委託について  
弊社は、お客様に対する各種サービスのご提供、その他弊社の業務を行う上で、弊社が保有する個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託する事があります。  
4. 個人情報の開示等について  
お客様は、弊社に対し、お客様ご自身の個人情報を開示するよう求める事が出来ます。これによりお客様は保有個人データの訂正、追加または削除を求める事が出来ます。ただし、以下の何れかに該当する場合は、開示等の請求に対応出来ない事もあります。  
(1) 開示等の請求の対象が保有個人データにあたりません  
(2) 請求者がお客様ご本人である事の確認が出来ない場合  
(3) お客様ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合  
(4) 弊社業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合  
(5) 法令に違反することとなる場合